

# 告示

## 埼玉県告示第六百七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和三年五月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社中村薬局 西口店	富士見市鶴馬二 六二三	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成二十一年十月 三十一日
薬局アポック 谷宮前店 熊	熊谷市宮前町一 一三九	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	令和三年三月三十 一日
新しい友と楽しむ よし乃郷	比企郡ときがわ 町五明一四四九 一	通所介護	令和二年五月三十 一日